

# 男女がともに輝くまち ぶぜん



豊前市男女共同参画後期行動計画

# はじめに

男性、女性が、性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会の実現のためにとても重要なことです。

豊前市では、平成16年3月に「男女がともに輝くまち ぶぜん」を基本理念に掲げ、豊前市男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画社会実現のために様々な取り組みを進めてまいりました。

その結果、少しずつではありますが、男女共同参画についての意識が高まり、男女がともに意思決定の場に参画できるなど改善されてきました。

しかし、社会のあらゆる分野において、性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女共同参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されています。また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応するために、男女共同参画社会の実現が重要となっています。

このような状況を踏まえ、豊前市では、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、市、市民、及び事業者等が一体となって「男女がともに輝くまち ぶぜん」を実現するため、平成22年4月より「豊前市男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、これまでの取り組みの成果と反省を踏まえ、さらに男女共同参画を推進するために「豊前市男女共同参画後期行動計画」を策定いたしました。

今後、市民の皆様や企業・団体の皆様と協力して、「男女がともに輝くまち ぶぜん」の実現に向け、取り組みを進めてまいります。

最後にこの計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました男女共同参画審議会の皆様やご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。



平成23年3月

豊前市長 釜井 健介

## 第1章 計画策定の目的と背景

- 1 計画の目的 ..... 1
- 2 計画策定の背景 ..... 1
- 3 計画の概要 ..... 4

## 第2章 実施計画

- I 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり** ..... 9
  - 1 男女共同参画に関する啓発活動の充実 ..... 9
  - 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進 ..... 12
- II 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり** ..... 14
  - 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取り組みの推進 ..... 14
  - 2 多様なライフスタイルに対応した育児・介護支援策の充実 ..... 17
  - 3 男女の就業支援の充実 ..... 20
- III 一人ひとりが大切にされ、健やかに暮らせる基盤づくり** ..... 22
  - 1 あらゆる暴力の根絶 ..... 22
  - 2 生涯にわたる健康づくりの推進 ..... 26
- IV だれもが安心・安全に暮らせる地域づくり** ..... 28
  - 1 男女共同での地域づくりの推進 ..... 28
  - 2 高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援 ..... 29
- V 男女がともに参画してつくる社会づくり** ..... 31
  - 1 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進 ..... 31
  - 2 市の管理職登用における男女間格差の解消 ..... 34
- ◇ 市民とともに進める推進体制づくり** ..... 35
  - 1 庁内の推進体制づくり ..... 35
  - 2 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進 ..... 36

# 目次

## 第3章 参考資料

1	男女共同参画社会基本法	38
2	豊前市男女共同参画推進条例	45
3	豊前市男女共同参画審議会委員名簿	51
4	豊前市男女共同参画行動計画策定経過	52
5	関連年表	53
6	用語の解説	55

# 第1章 計画策定の目的と背景



# 第 1 章 計画策定の目的と背景

## 1 計画の目的

豊前市は、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指しています。しかし、現状をみる限り、その実現にはまだまだ多くの問題点や課題が残されています。本計画は、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的に施策を展開することによって、これらの問題点や課題を解決し、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的としています。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

国連は 1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と決めました。メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、女性の地位向上を図るための「世界行動計画」が採択されました。また、これに続く 10 年間（1976～1985）を「国際婦人の 10 年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

1980 年（昭和 55 年）には、「国連婦人の 10 年中間年世界会議」がコペンハーゲンで開催され、前年の国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。日本もこの年に署名し、1985 年（昭和 60 年）に批准しました。1985 年（昭和 60 年）には「国際婦人の 10 年世界会議」において「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」が採択され、1995 年（平成 7 年）の第 4 回世界女性会議（北京会議）では、女性の地位向上やエンパワーメントなどを更に推進するための「北京宣言」と、2000 年（平成 12 年）までに各国が取り組むべき課題を示した「行動綱領」を採択しました。

2000 年（平成 12 年）のニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」では、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択され、2005 年（平成 17 年）第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）がニューヨークで開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」を再確認することを柱とした宣言が採択されました。

## (2) 国・県の動き

国際的な流れを受け、日本においても男女共同参画に向けた取り組みが推進されてきました。

1999年(平成11年)には、男女の人権の尊重などを基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が成立し、国や地方自治体、国民の男女共同参画社会形成に取り組む責務が明記され、2000年(平成12年)には男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定されました。

2001年(平成13年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、その後、2004年(平成16年)及び2007年(平成19年)に改正されるなど女性への暴力根絶にむけた施策が推進されています。

2007年(平成19年)には、国、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。また、2010年(平成22年)に閣議決定された「男女共同参画基本計画(第3次)」においては、男性にとっての男女共同参画や、困難を抱える人々への対応が、強調すべき視点として位置づけられています。

福岡県においても、2001年(平成13年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。2006年(平成18年)には「第2次福岡県男女共同参画計画」が、さらに同年、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました(2009年(平成21年)3月改訂)。また、2011年2月現在、「第3次福岡県男女共同参画計画」を策定中であり、男女共同参画に向けた一層の取り組みが進められています。

## (3) 豊前市の取り組み

豊前市では、2002年(平成14年)6月、「豊前市男女共同参画推進懇話会」を設置し、熱心かつ活発な研究、討議が行われ、豊前市における男女共同参画社会づくりを推進するにあたっての5つの重点項目が挙げられた「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書～ためらわず・こだわらず・自分らしく今一歩～」が市長に提出されました。

2003年(平成15年)8月には、男女共同参画行政について調査審議を行う機関として「男女共同参画推進審議会」が設置され、2004年(平成16年)3月、「男女がともに輝くまちぶぜん」を基本理念に掲げた「豊前市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画のまちづくりを実現するために様々な取り組みを進めてきました。その結果、少しずつですが、男女共同参画についての意識が高まり、男女がともに意思決定の場に参画できるなど改善されてきました。



しかし、2002年(平成14年)と2009年(平成21年)に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」の結果をみると、性別による固定的役割分担や社会慣行は、依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女共同参画社会実現のために解決すべき多くの課題が残されています。

このような状況を踏まえ、豊前市では、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市、市民、及び事業者等が一体となって「男女がともに輝くまちぶぜん」を実現するため、平成22年4月より「豊前市男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、条例で明記された男女共同参画の拠点となる施設を設置し、今までの事業を継続するとともに、様々な事業に取り組んでいます。

本計画は、男女共同参画推進のための課題を解決し、より一層の施策の充実に努めるためのものです。

### 3 計画の概要

#### (1) 計画の位置づけ

- ① 「男女共同参画社会基本法」並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく計画です。

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条の3及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3に基づく市町村計画として策定しています。

- ② 「豊前市男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

この計画は、「豊前市男女共同参画推進条例」第9条に基づくものであり、条例の基本理念、責務等を踏まえて策定しています。

- ③ 「豊前市総合計画」及び国・県の基本計画を踏まえた計画です。

この計画は、「第4次豊前市総合計画後期基本計画」や、国の「男女共同参画基本計画(第3次)」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」、「第2次福岡県男女共同参画計画」、「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」との整合性を保ちながら、豊前市における男女共同参画推進に関する基本的な取り組みの方向と具体的施策を示す計画です。

#### (2) 計画の実施期間

本計画の期間は、2011年(平成23年)度から2015年(平成27年)度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

#### (3) 計画の基本理念

「男女共同参画基本法」及び「第4次豊前市総合計画後期基本計画」「豊前市男女共同参画推進条例」の理念に鑑み、前期計画に引き続き、本計画の基本理念を、

男女がともに輝くまち  
ぶぜん

とします。

## (4) 計画の基本目標

本計画の理念の実現に向けた計画的な施策の推進のために、次に掲げる5つの目標を設定します。

- I 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり
- II 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり
- III 一人ひとりが大切にされ、健やかに暮らせる基盤づくり
- IV 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり
- V 男女がともに参画してつくる社会づくり

### I 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

男女共同参画社会とは、性別に関わりなく一人ひとりが自分らしく生き、輝くことができる社会です。しかし、「男は仕事、女は家庭」「男が主で女は従」といった固定的な性別役割分担意識は、豊前市においても根強く残っており、男性、女性それぞれの選択肢を狭めています。男女がそれぞれの個性と能力を活かし、様々な分野において活躍することができるよう、従来 of 性別に関する固定的な役割分担意識や思い込みを見つめなおし、社会を構成するあらゆる人々が、男女共同参画についての理解を深めることが不可欠です。男女共同参画に関する啓発を充実し、男女が互いに尊重しあう意識づくりを進めます。

### II 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

個人がそれぞれの夢や希望を実現し、豊かな人生を送るためには、経済面及び生活面の両方において、充実した活動ができることが重要です。各自がライフスタイルやライフステージに合わせて多様な生き方や働き方を選べ、経済活動とプライベートの活動をともに豊かなものにできるよう、従来 of 固定的な働き方の見直しや、仕事と育児や介護との両立支援を、行政や企業、市民の協力のもとに推進する体制を整えます。

また、高齢者世帯や単身世帯が増加するなか、食や環境、消費生活など、日常生活に直結する知識や技術を身につけ、一人ひとりがより自立した生活を送れるよう支援していきます。

### Ⅲ 一人ひとりが大切にされ、健やかに暮らせる基盤づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されなければなりません。ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であることを一人ひとりが理解するとともに、暴力が起きた場合の支援体制を充実させることが急務です。

また、男女が対等な関係の下で、生涯にわたり安全で健康な生活を営み、性と生殖に関して自分自身で決定できることは、基本的な人権の一つであり、そのための啓発や情報提供等の支援と、生涯を通じた健康支援を総合的に行っていきます。

### Ⅳ 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

「地域」は人々にとって身近な暮らしの場であり、地域を活力と魅力あふれるものにしていくためには、様々な経験や社会的背景をもつ人々がそれぞれの個性と能力を活かして地域づくりに携わることが必要です。地域づくりや地域の問題解決に男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに防犯や防災、地域おこし等の地域社会の形成に参画できるよう推進します。

また、高齢者や障害者、外国人、ひとり親世帯など、経済面や生活面、情報面での困難を抱えがちな人々が安心して暮らすことができる環境を整え、一人ひとりの人権と生活を尊重するまちづくりを進めます。

### Ⅴ 男女がともに参画してつくる社会づくり

男女が対等な社会の構成員として活躍できる社会となるためには、性別やその他の属性に関わらず多様な視点を方針決定や施策に反映していくことが不可欠です。国は、2003年（平成15年）に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を掲げていますが、市の政策・方針を決める各種の審議会・委員会等への女性の参画はまだ十分とはいえず、公的機関や民間企業などの管理者等になる女性の割合も低いのが現状です。

市の審議会・委員会等や地域団体の役職への女性の登用を推進し、また、市職員の男女の機会均等や管理職登用における男女間格差の解消に向け、より多様な人材の政策・方針決定への参画を推進します。

(5) 体系図

基本理念	基本目標	主な施策	
男女がともに輝くまち ぶぜん	<p>I 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり</p>	<p>1 男女共同参画に関する啓発活動の充実</p>	<p>(1) 男女共同参画に関する啓発の推進 (2) 男女共同参画についての学習機会の提供 (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実</p>
		<p>2 男女共同参画の視点に立った教育の推進</p>	<p>(1) 教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進 (2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進</p>
	<p>II 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり</p>	<p>1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた取り組みの推進</p>	<p>(1) 働き方の見直しの推進 (2) 農林漁業・商工サービス自営業における男女共同参画の推進 (3) 男女の生活自立に向けた取り組みの推進</p>
		<p>2 多様なライフスタイルに対応した育児・介護支援策の充実</p>	<p>(1) 男女がともに子育てに参画できる環境の整備 (2) 各種保育サービスの充実 (3) 介護を社会で支える環境の整備</p>
		<p>3 男女の就業支援の充実</p>	<p>(1) 男女の就業・再就業支援の充実</p>
	<p>III 一人ひとりが大切にされ、健やかに暮らせる基盤づくり</p>	<p>1 あらゆる暴力の根絶</p>	<p>(1) DV、セクハラ等の暴力防止対策の推進 (2) 暴力に関する相談支援体制の拡充</p>
		<p>2 生涯にわたる健康づくりの推進</p>	<p>(1) ライフステージに応じた健康づくり支援 (2) 性と生殖に関する健康・権利についての理解の促進</p>
	<p>IV だれもが安心・安全に暮らせる地域づくり</p>	<p>1 男女共同での地域づくりの推進</p>	<p>(1) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取り組み (2) 地域活動・地域おこしへの男女共同参画の推進</p>
		<p>2 高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援</p>	<p>(1) 高齢者・障害者・在住外国人等に対する支援の充実 (2) ひとり親家庭等への支援の充実</p>
	<p>V 男女がともに参画してつくる社会づくり</p>	<p>1 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進</p>	<p>(1) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進 (2) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進</p>
	<p>2 市の管理職登用における男女間格差の解消</p>	<p>(1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大 (2) 女性職員の管理職登用の促進</p>	
<p>市民とともに進める推進体制づくり</p>	<p>1 庁内の推進体制づくり</p>	<p>(1) 庁内の推進体制の確立</p>	
	<p>2 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進</p>	<p>(1) 男女共同参画の拠点づくり (2) 市民協働による男女共同参画の推進</p>	



## 第 2 章 実施計画





## 第 2 章 実施計画

### I

### 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

#### 1 男女共同参画に関する啓発活動の充実

##### 現状と課題

2009年(平成21年)に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(以下、「市民意識調査」とする)によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について同感する人は約半数を占めており、この数値は全国平均と比較しても高く、豊前市においては固定的な性別役割分担意識が根強いことがうかがえます。また、社会の様々な分野での男女の地位の平等感については、ほとんどの分野で『男性優遇』と感じている人が多数を占めており、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」については7割を超える人が『男性優遇』としています。

豊前市において男女共同参画を進め、男女が性別に関わらずそれぞれの個性と能力を活かして活躍できる社会を実現するためには、まず、これまで当然視されてきた固定的な性別役割分担意識を見直し、市民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めるとともに、互いの個性や人権を尊重する意識を高めることが重要です。

##### 具体的事業

#### (1) 男女共同参画に関する啓発の推進

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画啓発事業の開催	男女共同参画の推進のためのフォーラム等の開催や、児童・生徒による男女共同参画に関する作品募集を実施し、男女共同参画についての意識を高めます。	総合政策課

(2) 男女共同参画についての学習機会の提供

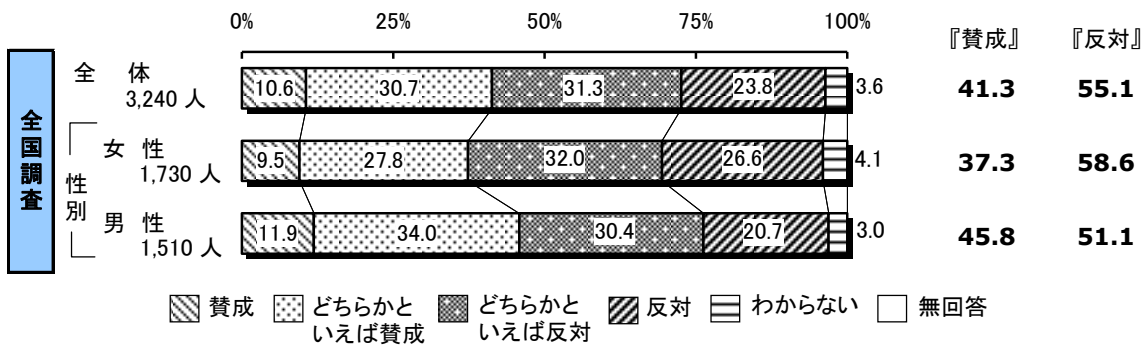
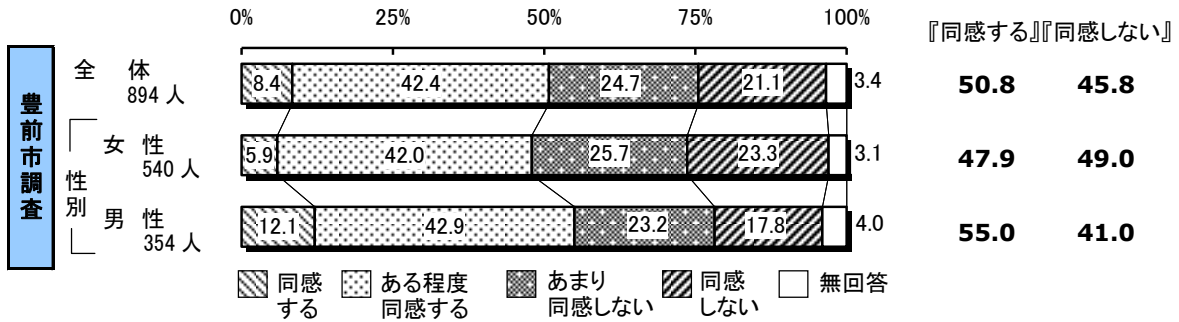
事業名	事業概要	担当課
男女共同参画に関する市民講座の開催	市民を対象とした男女共同参画に関する講座を開催し、広く市民の意識啓発を図ります。	総合政策課
市民の男女共同参画に関する学習の支援	地域や企業、グループで行う自主的な学習会等に対して情報提供を行い、市民の学習活動を支援します。	総合政策課 教育課

(3) 男女共同参画に関する情報提供の充実

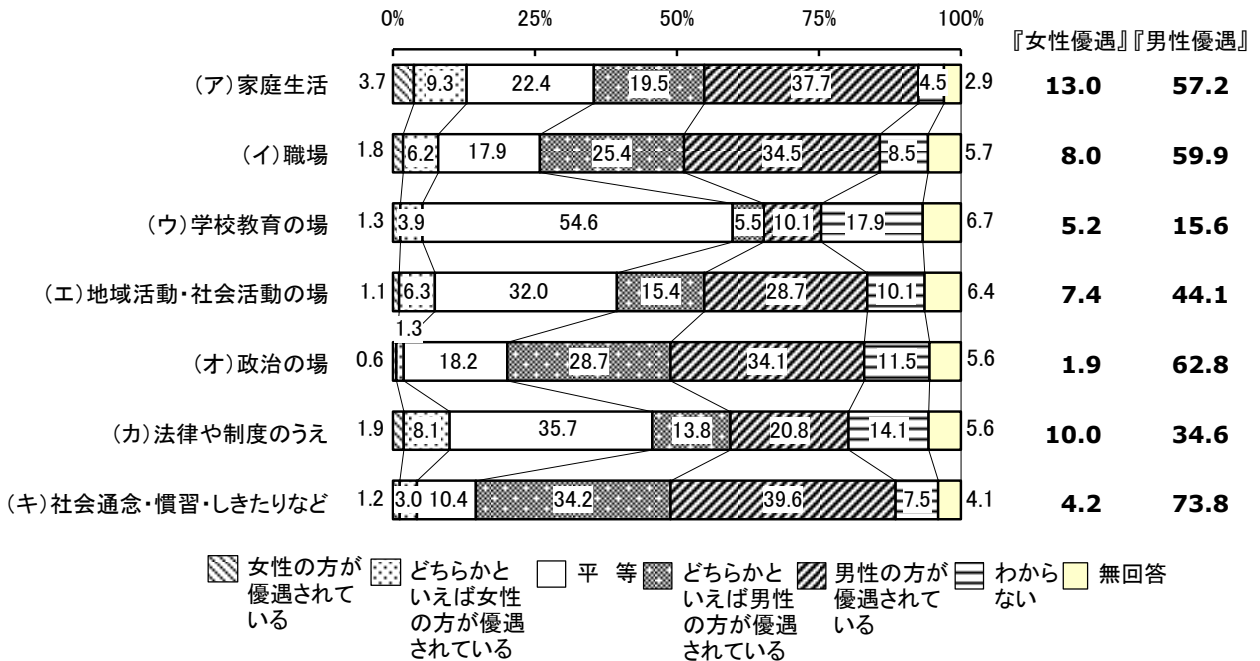
事業名	事業概要	担当課
男女共同参画に関する広報の充実	市報や市ホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する情報を積極的に提供します。	総合政策課
男女共同参画に関する情報の収集・提供	「ハートピアぶぜん」(男女共同参画拠点施設)を中心に、男女共同参画に関する講座の情報や地域活動の情報、先進都市の状況等の資料等を収集し、市民へ情報を提供します。	総合政策課 教育課
広報物の表現への配慮	市が発行する広報誌、冊子、ポスター等を作成する際は、男女共同参画の視点に立った表現の配慮をします。	総合政策課 全庁

【参考データ】

●「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して(全国調査比較)



●男女の地位の平等感



## 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

### 現状と課題

人は、子どもの頃から様々な場面で社会のルールや価値観を学んでいきますが、中でも子どもたちが1日の大半を過ごす学校教育や保育の場からの影響は大きいと考えられます。学校教育の場は、男女の地位の平等感が高い分野であり、豊前市においても半数以上の人々が「平等」と認識していますが、全国調査と比べると「平等」の割合が大幅に低くなっています。一方で、学校教育において力を入れるべきこととして、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるよう配慮する」ことを、6割を超える人が挙げており、様々な個性と可能性をもった子どもたちが、性別にとらわれず自らの将来を選択できるような教育が必要とされています。

子どもたちが性別に関わらずそれぞれの個性と能力を伸ばせるよう支援するためには、子どもたちに接する大人たちが、男女共同参画の視点を持つ必要があります。教育・保育関係者の男女共同参画への理解を促すとともに、性別にとらわれない教育・進路指導を推進します。

### 具体的事業

#### (1) 教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進

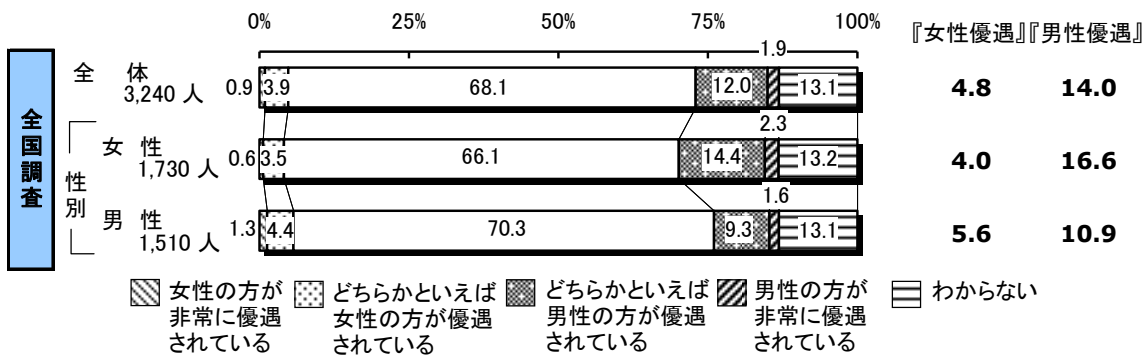
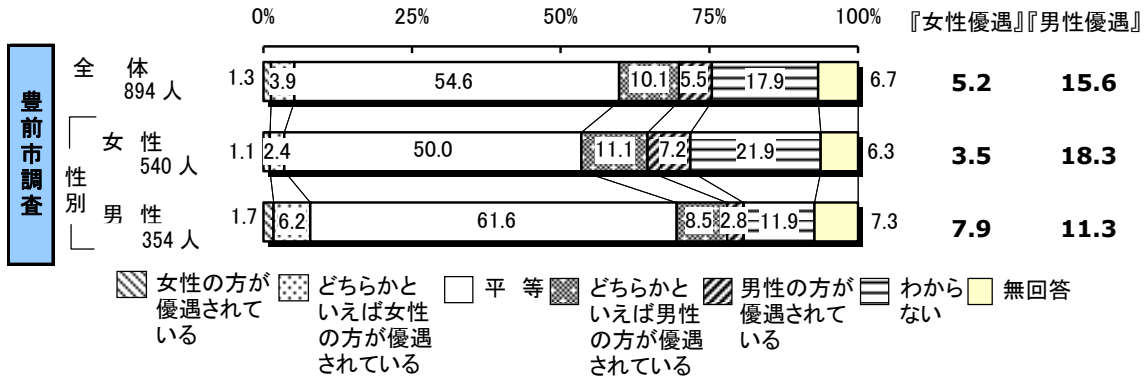
事業名	事業概要	担当課
教育・保育関係者への意識啓発の推進	県、教育事務所等の関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報提供や講座・イベントの案内を積極的に行い、小・中学校の教職員や幼児保育・教育関係者の意識啓発を推進します。	教育課 福祉課

#### (2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進

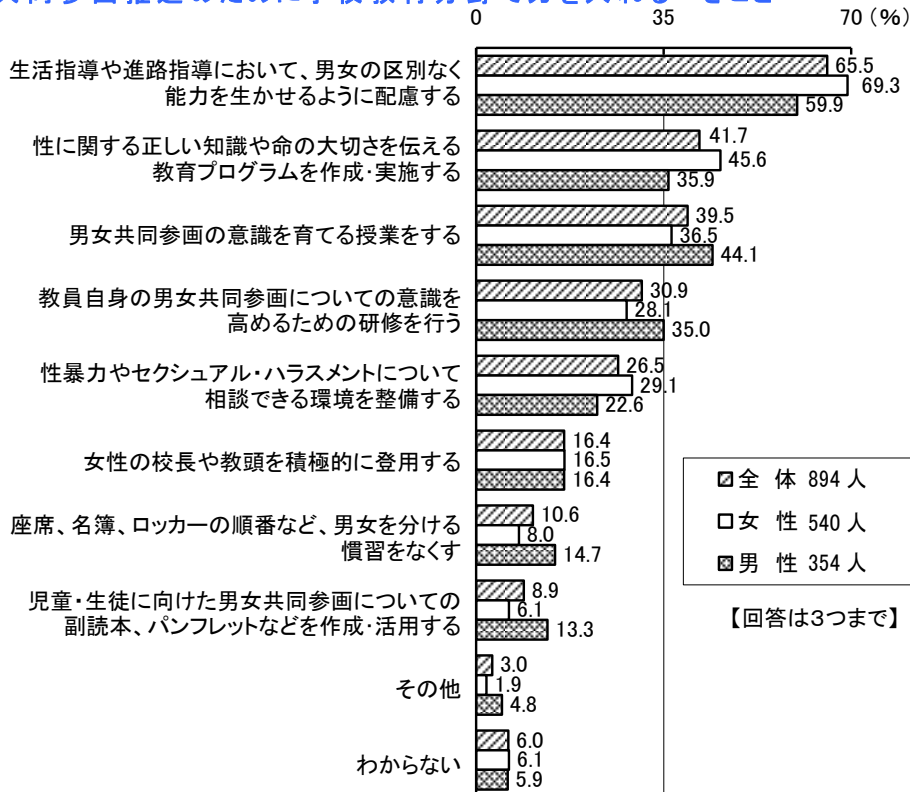
事業名	事業概要	担当課
性別にとらわれない進路指導の充実	性別にとらわれず、個人の能力適性を重視した職業や進学先を選択できる職業観の形成や進路指導の充実を図ります。	教育課
男女共同参画の視点に立った教育の推進	技術・家庭や総合学習の時間をはじめとして、全ての教科において、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	教育課

【参考データ】

●「学校教育の場」での男女の地位の平等感(全国調査比較)



●男女共同参画推進のために学校教育分野で力を入れるべきこと



資料:豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月

## Ⅱ

## 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

## 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取り組みの推進

## 現状と課題

豊前市は女性の労働力率が高く、多くの女性が働いていますが、市民意識調査から家庭内での役割分担をみると、掃除、洗濯、食事のしたく・後かたづけなど、家事の多くを主に妻が行っており、共働き世帯においても大半は妻が中心的に担っています。また、女性の場合、家事や育児のために非正規職についている、あるいは無職であるという人も多くなっており、家事や育児の負担が女性のライフコースの選択を狭めたり、仕事も家庭もという二重の負担につながっていたりする現状がうかがえます。一方で、その背景として男性が長時間の労働を強いられている現状があり、男性が家庭や地域に関わりたくても関われないという状況を生み出しています。男性も女性も、それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を選択でき、仕事や家庭生活、趣味や地域活動を楽しめる、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要とされています。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、市民一人ひとりやそれぞれの職場がワーク・ライフ・バランスについて理解し、取り組むことが重要です。市内事業所や農林漁業・商工自営業家庭への情報提供と啓発を推進するとともに、一人ひとりが自立した生活を送れるよう支援します。

## 具体的事業

## (1) 働き方の見直しの推進

事業名	事業概要	担当課
事業所等に対する啓発の推進	男女がともに仕事、家庭、地域においてバランスのとれた活動ができるよう、働き方の見直しについて、事業所や経営者への啓発に努めます。	まちづくり課 総合政策課
各種講座・イベント等についての事業所等への情報提供	関係機関と連携し、事業所等に対し男女共同参画に関する講座・イベント等についての情報提供を行い、参加を促します。	まちづくり課 総合政策課
就労に関する法律制度等の周知	事業所に対し、就労や男女共同参画に関わる法律や各種制度についての情報提供を積極的に行い、周知に努めます。	まちづくり課 総合政策課

(2) 農林漁業・商工サービス業における男女共同参画の推進

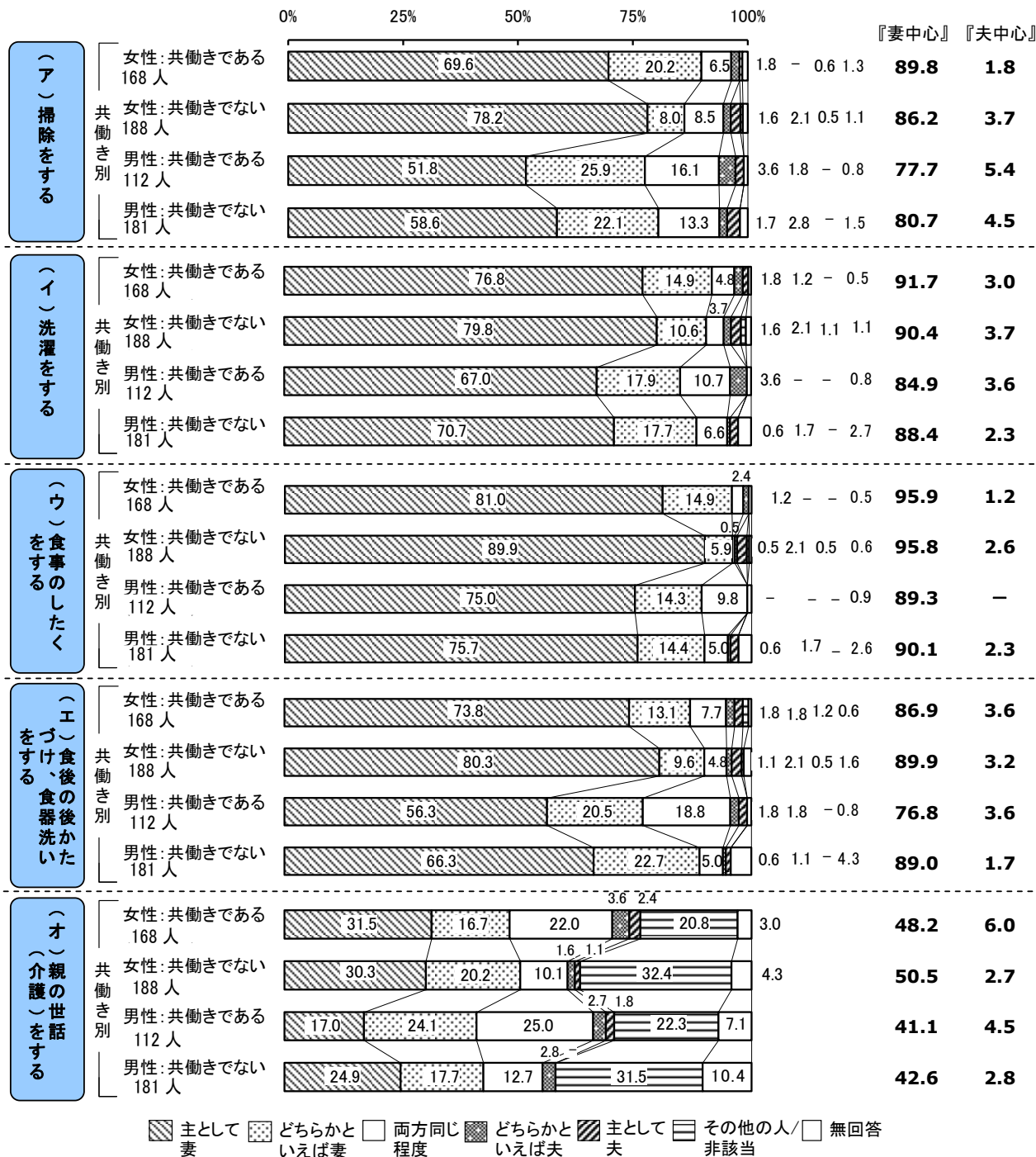
事業名	事業概要	担当課
農林漁業・商工サービス業の労働環境整備の推進	農業家庭における家族経営協定締結の促進や、自営業者等との学習会・意見交換会の実施など、農林漁業・商工サービス業従事者への啓発と労働環境整備に努めます。	農林水産課 まちづくり課

(3) 男女の生活自立に向けた取り組みの推進

事業名	事業概要	担当課
生活自立のための講座等の実施	児童・生徒を含めた市民を対象とした生活自立支援や消費生活、環境、食育等に関する講座の開催や情報提供を行うなど、一人ひとりが生活に必要な技術や知識を身につけることができるよう支援します。	市民健康課 福祉課 まちづくり課 教育課 生活環境課 農林水産課

【参考データ】

● 家庭内の役割分担



資料: 豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月



## 2 多様なライフスタイルに対応した育児・介護支援策の充実

### 現状と課題

男女がともに仕事と生活の両方を充実させるためには、仕事と家事や育児、介護を両立できる環境づくりが必要です。家事や育児、介護は各家庭が第一義的な担い手になるとはいえ、家族形態の変化や女性の労働力率の高まり、就業形態の多様化の進行などにより、育児や介護を支える社会的な支援・サービスの重要性が増しています。市民意識調査においても、非正規職で働いている女性の約4割が「家事・育児と両立させたいから」非正規職を選んだと回答しており、現在無職である女性の4人に1人が「家事・育児・介護の役目を自分が担わざるをえないから」と回答しています。また、男女共同参画社会づくりのために行政が取り組むべきこととして、「育児や介護と仕事の両立を支援する」が第1位に挙げられており、仕事と家事・育児・介護との両立支援の充実が必要とされています。

育児や介護に関する講座の実施や相談・支援体制の充実を推進するとともに、保育・介護サービスの拡充を図り、育児や介護を担っている家族を社会全体で支援します。

### 具体的事業

#### (1) 男女がともに子育てに参画できる環境の整備

事業名	事業概要	担当課
子育てにおける男女共同参画の推進	男女がともに参加しやすい育児講座や講演会を開催します。また、パパママ教室や乳幼児健診等の場において、保健師や栄養士等による指導・助言を行い、男女がともに子育てに参加できるよう意識の向上、知識の普及に努めます。	市民健康課 総合政策課 福祉課 教育課
子育てに関する相談体制の充実	子育てについての保護者の不安等に対応するため、子育て支援センター等での相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
子育てバリアフリーの推進	市営住宅を含めた公的施設や、公園、公道におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、子育てしやすい環境の整備に努めます。	財務課 まちづくり課 建設課 福祉課
子育てに関する情報提供の充実	子育て中の保護者が必要とする情報がすぐに得られるよう、子育てに関するガイドブック等の作成及び配布や市ホームページにおける子育てに関する情報提供を充実させます。	福祉課

(2) 各種保育サービスの充実

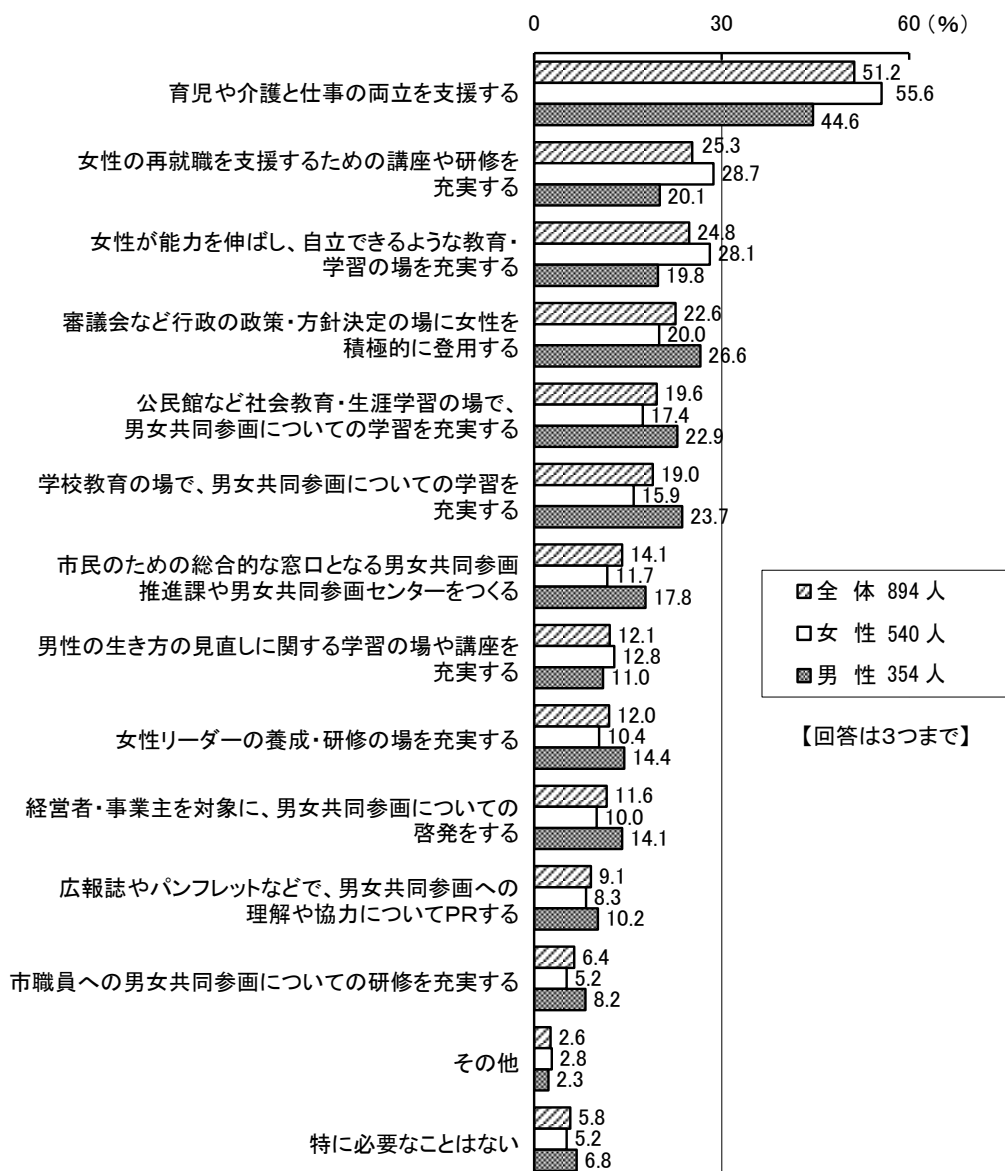
事業名	事業概要	担当課
保育サービスの充実	子育て家庭の多様な就労形態やライフスタイルに対応できるよう、各種保育サービスや学童保育の拡充を図るとともに、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の周知	自宅での育児支援や学校・保育園の送迎を行うファミリー・サポート・センター事業について、市民への周知に努めます。	福祉課
市主催の行事における一時保育(託児)の実施	市が主催する講座や催事に幼児をもつ親が参加できるよう、ニーズに応じて一時保育(託児)を実施します。	全庁

(3) 介護を社会で支える環境の整備

事業名	事業概要	担当課
介護保険制度の利用促進	介護保険制度及び利用できるサービスの内容等について周知を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。	福祉課
在宅介護支援センター事業の充実	介助を必要とする高齢者やその家族に対し、介護相談や福祉サービスの申請代行を行い、家庭での介護を支援します。	福祉課
家族介護者の支援	高齢者・障害者(児)を介護している家族の負担軽減のため、家族介護者へ情報提供やリフレッシュの機会提供を行います。	福祉課

## 【参考データ】

### ●男女共同参画社会づくりのために行政に望むこと



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月

### 3 男女の就業支援の充実

#### 現状と課題

市民意識調査によると、現在非正規職で働いている人が非正規職を選んだ理由として、「正社員として働ける勤め先がない」が第1位となっています。また、現在無職の人が職についていない理由でも、「不況のために仕事がない」が上位に挙がっており、雇用状況の厳しさがうかがえる結果となっています。人が生活をしていく上で、職業をもつことは生活の糧や生きがいを得るための重要な一要素であり、働きたいと意思をもつ人が働けるよう支援することが求められています。特に女性の場合、結婚や出産のために就業を中断することも多く、中断期間を経た後の再就職のための支援が望まれます。

就業・再就業に向けた講座を実施するとともに、就労相談の充実を図ります。

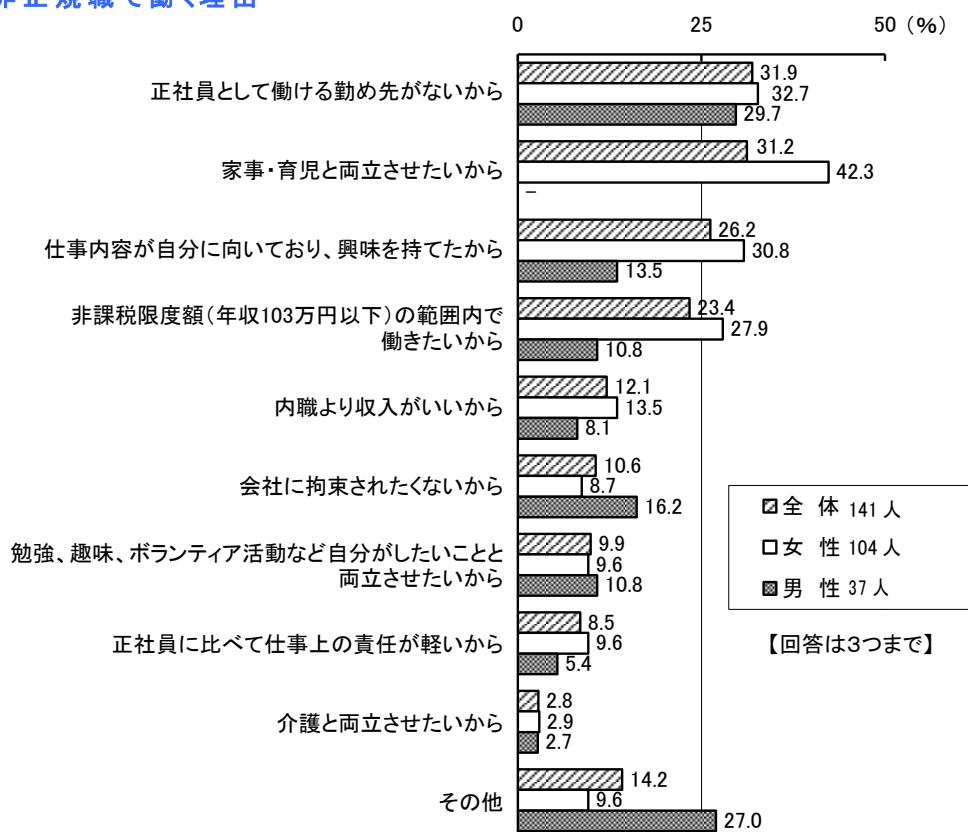
#### 具体的事業

##### (1) 男女の就業・再就業支援の充実

事業名	事業概要	担当課
就労・再就労支援のための技術習得等に関する講座等の実施	男女の就労・再就労を支援するため、技術習得や就労に必要な知識等習得のための講座を実施します。	総合政策課 まちづくり課 教育課
就労(労働)相談の拡充	職業安定所等と連携し、労働、求人、就労に関する相談事業を拡充します。	まちづくり課

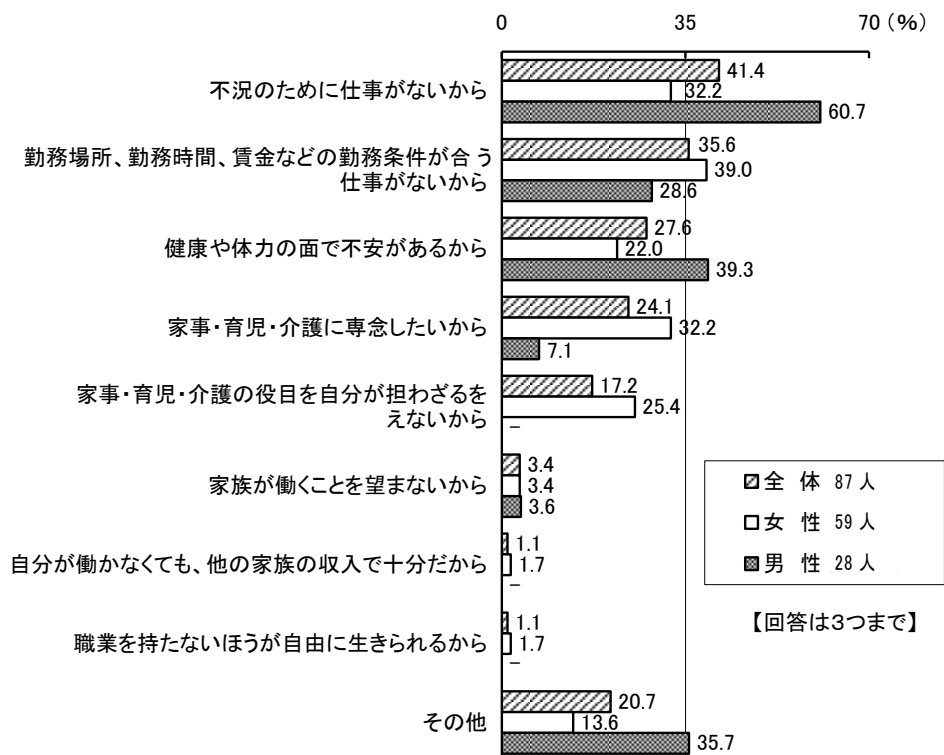
## 【参考データ】

### ●非正規職で働く理由



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月

### ●仕事をしていない理由



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月

Ⅲ

一人ひとりが大切にされ、健やかに暮らせる基盤づくり

1 あらゆる暴力の根絶

現状と課題

配偶者や恋人などパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス・以下「DV」とする)、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」とする)、性暴力などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

これらの暴力は、女性が被害者となるケースが多いですが、男性の被害者も存在します。

市民意識調査によると、豊前市においても、配偶者などパートナー関係にある(あった)人から「足でけったり、平手で打ったりする」「打ち身や切り傷などのケガをさせる」などの身体に対する暴力を含むDVを受けた人が少なからずみられます。しかし、DVを受けた経験がある人の多くは、そのことを誰にも相談しておらず、被害者への相談・支援体制の確立が急務となっています。

DVやセクハラ、性暴力について、市民や事業者への啓発や防止対策を推進します。また、問題発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、庁内及び関係各機関との連携を強化し、相談・支援体制を整備します。

具体的事業

(1) DV、セクハラ等の暴力防止対策の推進

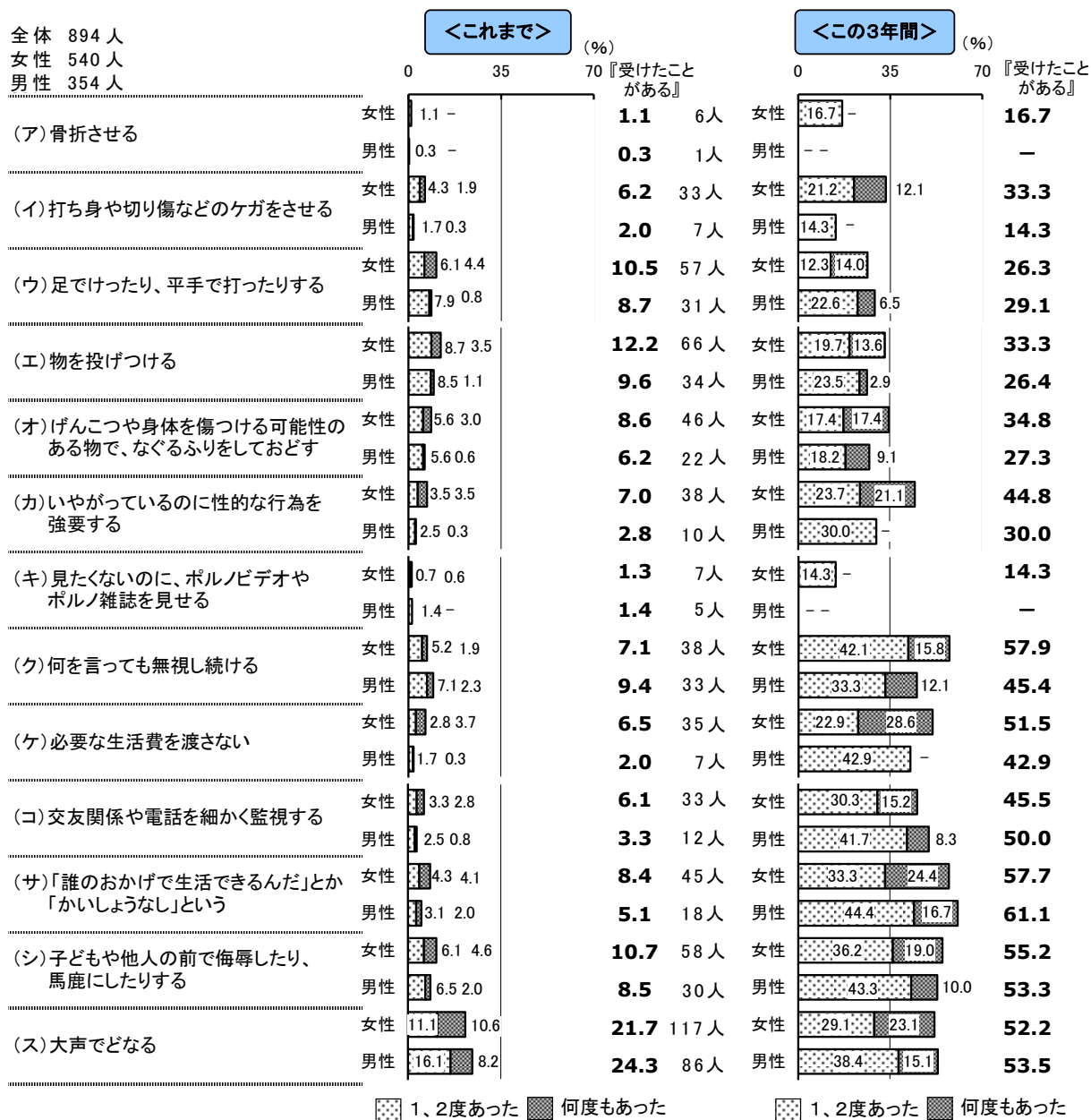
事業名	事業概要	担当課
DVに関する周知・啓発の推進	市報や市ホームページ、チラシ等の活用や、講座、研修会等を実施し、市民にDVの実態及びDV防止法についての周知を図り、被害者の適切な支援につながるよう情報提供を行います。	総合政策課 総務課
雇用の場や学校におけるセクハラ防止のための事業者・学校関係者への啓発の実施	雇用の場や学校でのセクハラ防止に向けて、事業主及び労働者、学校関係者に対して積極的な啓発、情報提供を行います。	まちづくり課 教育課 総合政策課
市職員に対するセクハラについての啓発の実施	市職員に対してセクハラに関する研修会や啓発、情報提供を行い、職員のセクハラに対する理解を深め、セクハラ防止に努めます。	総務課 総合政策課
セクハラに関する庁内相談体制の充実	関係機関と連携し、セクハラに関する庁内の相談体制を充実するとともに、職員への周知を行います。	総務課

(2) 暴力に関する相談支援体制の拡充

事業名	事業概要	担当課
暴力に関する相談体制の強化	DVやセクハラに関する市民からの相談に適切に対応するための体制を充実します。	福祉課 総務課 総合政策課
暴力防止のためのネットワークの強化	配偶者暴力防止相談センター(保健福祉環境事務所)、児童相談所、警察、医療機関、近隣市町村等と連携し、被害者を適切に支援できるようネットワークの強化を図ります。	福祉課 総務課 総合政策課
庁内ネットワークの確立	庁内において、DV被害者の相談への対応が迅速かつ適切に行えるよう、関係所管の情報の共有化や連携を図ります。	福祉課 総務課 市民健康課 総合政策課 教育課
DV相談支援対応マニュアルの作成	DV被害者への迅速な対応、二次加害を起こさない対応ができるよう、庁内におけるDV相談支援対応マニュアルを作成し、対応のシステム化を図ります。	福祉課 総合政策課

【参考データ】

●DVを受けたことの有無

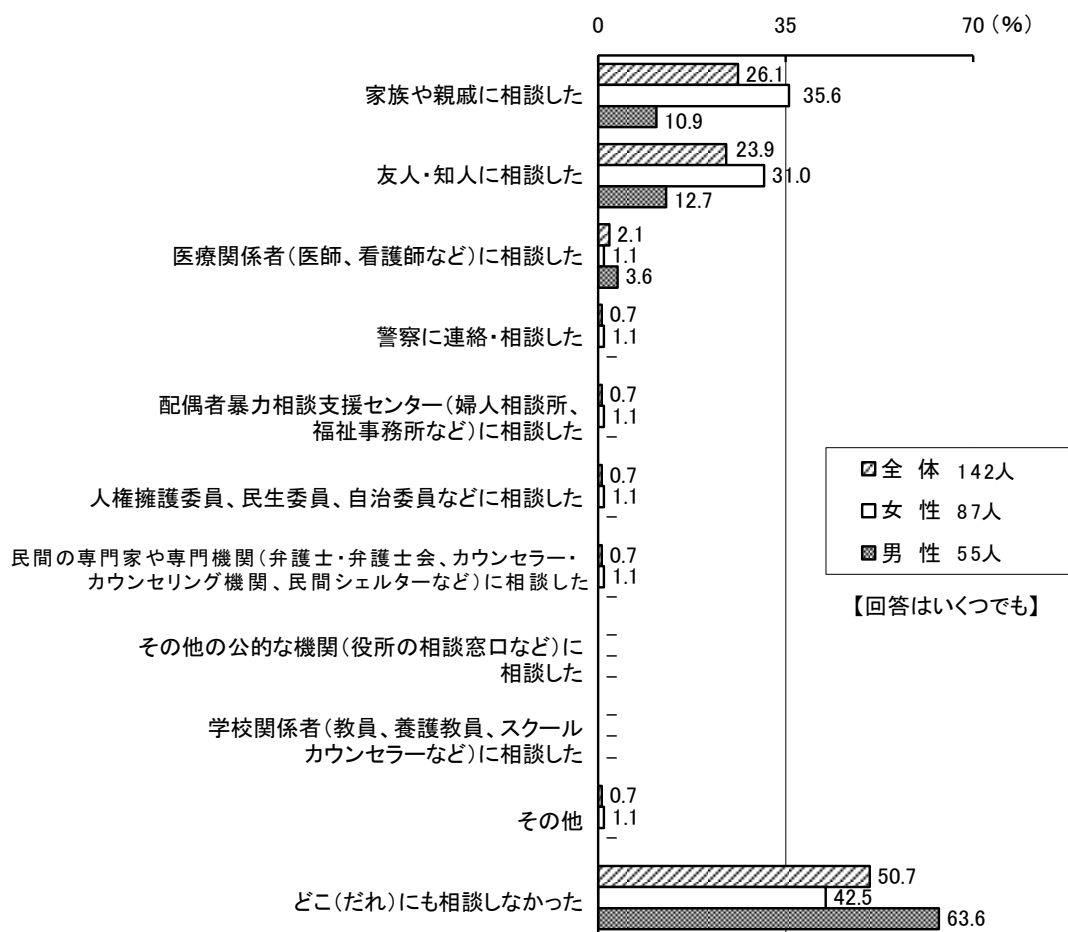


※これまでに、配偶者等パートナーから暴力等の経験が「1、2度あった」「何度もあった」という人に、この3年間の状況についてたずねている。

資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月



●DVを受けたときの対処



資料: 豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月

## 2 生涯にわたる健康づくりの推進

### 現状と課題

すべての人が対等な関係の下、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。特に女性は月経、妊娠・出産等身体的機能を備えており、思春期から青年期、中高年齢期の生涯にわたり、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意しなければなりません。そのため、妊娠・出産に関わる健康診査や相談支援を充実します。また、各年齢期やライフステージに応じた各種健康診査、健康教室等を実施し、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。

また、心身及び健康について正確な知識や情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために重要です。市民意識調査では、学校教育の分野で力を入れるべきこととして、「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成・実施する」をあげた人が約4割で2番目に多くなっています。若い世代を含め、市民に対して妊娠や出産、性感染症等についての情報提供、啓発を積極的に行い、正しい知識と認識のもとに、自身の性と生殖について決定することができるよう支援します。

### 具体的事業

#### (1) ライフステージに応じた健康づくり支援

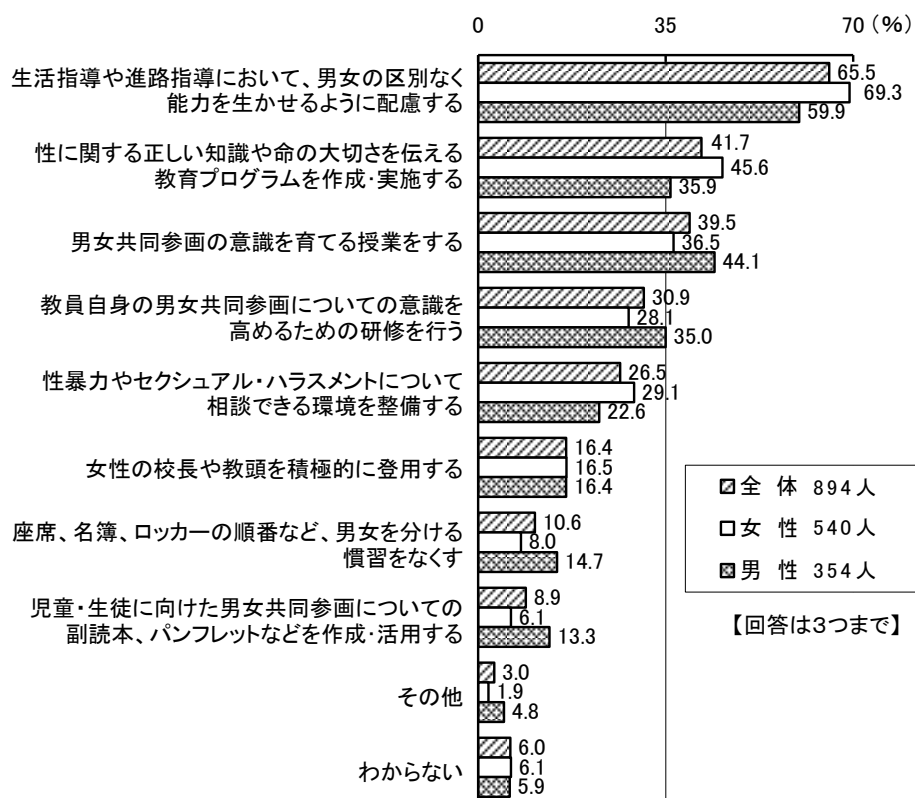
事業名	事業概要	担当課
男女の健康づくり支援の充実	男女のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進のために、各種検診を実施し、受診率の向上を図るとともに、保健指導等を充実し、男女の健康づくりを支援します。	市民健康課
各種健康教室の実施	健康に関する正しい情報の提供や、定期的な健康チェック等を通して、市民の健康に対する意識の情報と知識の浸透を図ります。	市民健康課
ライフステージに応じた健康相談の充実	各種健康相談、こころの相談を実施し、妊娠・出産、更年期等、ライフステージに対応した相談体制の充実を図ります。	市民健康課
訪問指導の実施	妊産婦や乳幼児、高齢者世帯の訪問指導を実施します。	市民健康課
妊娠・出産期における健康保持支援	妊婦及び胎児の健康保持のため、妊婦の健康診査を実施します。	市民健康課

(2) 性と生殖に関する健康・権利についての理解の促進

事業名	事業概要	担当課
性と生殖に関する啓発の実施	関係機関と連携し、児童・生徒を含む市民に対し、性と生殖に関する健康・権利について年代に応じた啓発や情報提供、学習機会の提供を行い、男女の性に関する知識と理解を深めます。	市民健康課 教育課 総合政策課
学校における性と生殖に関する相談体制の充実	児童・生徒の生き方を含めた性と生殖に関する悩みや不安の解消のために、保健室や相談室での相談を充実します。	教育課

【参考データ】

●男女共同参画推進のために学校教育分野で力を入れるべきこと



資料：豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月

Ⅳ

だれもが安心・安全に暮らせる地域づくり

1 男女共同での地域づくりの推進

現状と課題

近年、国内での大規模災害の経験から、被災時における家庭的責任の女性への集中や、避難所での着替えや授乳などへの配慮の不足などの問題が指摘されており、防災(復興)対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要があります。また高齢化や単身世帯の増加が進行するなか、地域の防災・防犯活動においても、男女がともに参画することの重要性が高まっています。

また、市民意識調査によると、地域活動において「催し物の企画などは主に男性が決定している」とする人が44.3%、「地域活動は男性が取り仕切る」とする人が49.2%に上っており、豊前市の地域活動が男性主導で進められていることがうかがえます。しかし、身近な暮らしの場である地域を活力あるものとしていくためには、地域づくりのあらゆる場面に年齢や性別を超えた多様な視点を取り入れることが求められます。男女が共に主体的かつ積極的に、地域活動に参画していくことができる環境の整備を進めます。

具体的事業

(1) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取り組み

事業名	事業概要	担当課
性犯罪や街頭犯罪防止対策の充実	自治会等の地域団体や警察と連携し、防犯灯の設置やパトロールの強化等、性犯罪や街頭犯罪防止対策を充実します。	総務課 教育課
男女共同参画の視点に立った防災計画・防災体制づくり	災害時における男女のニーズの違いに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりを推進します。	総務課
地域の防災・防犯活動への女性の参画の促進	自主防災組織や消防団、防災訓練等への女性の積極的な参画を働きかけます。	総務課

(2) 地域活動・地域おこしへの男女共同参画の推進

事業名	事業概要	担当課
地域で自主的な活動を行うグループへの支援	男女共同参画の視点に立ち自主的な活動を行うグループ、まちづくり・地域おこしに取り組む女性グループ等に対し、活動場所や情報の提供を行い、活動を支援します。	農林水産課 総合政策課
地域等における慣習等の見直し促進	男女共同参画社会の実現に向けて障害となっている慣習、慣行の見直しを働きかけます。	総合政策課

## 2 高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援

### 現状と課題

男女共同参画社会は一人ひとりの個性や能力を尊重する社会であり、その実現のためには様々な属性や文化的背景を持った人々が安心して暮らせる環境を整えることが必要です。

2010年（平成22年）10月時点での豊前市の高齢化率は29.2%となっており、75歳以上の高齢者の割合も15.6%に上っています。高齢者のみで暮らす世帯の割合は全体の3割を占め、またその4割以上は女性高齢者の単独世帯です（平成19年）。高齢化が進む豊前市を豊かで活力あるまちにしていくためには、高齢期の男女に対する支援だけではなく、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を取り除き、他の世代とともに自立し社会を支える重要な一員として活躍の場を広げることが重要です。

また、心身に障害をもった人々の自立を支援するとともに、障害者の家族のための相談事業やネットワークづくりを推進することで、障害者やその家族が孤立することなく、住み慣れた地域で地域住民の一人として生活できるような環境を整備します。

豊前市に在住する外国人に対しては、多言語での情報提供を充実するなど、日常生活における言語的・文化的な障害を軽減するよう努めます。

#### （1）高齢者・障害者・在住外国人等に対する支援の充実

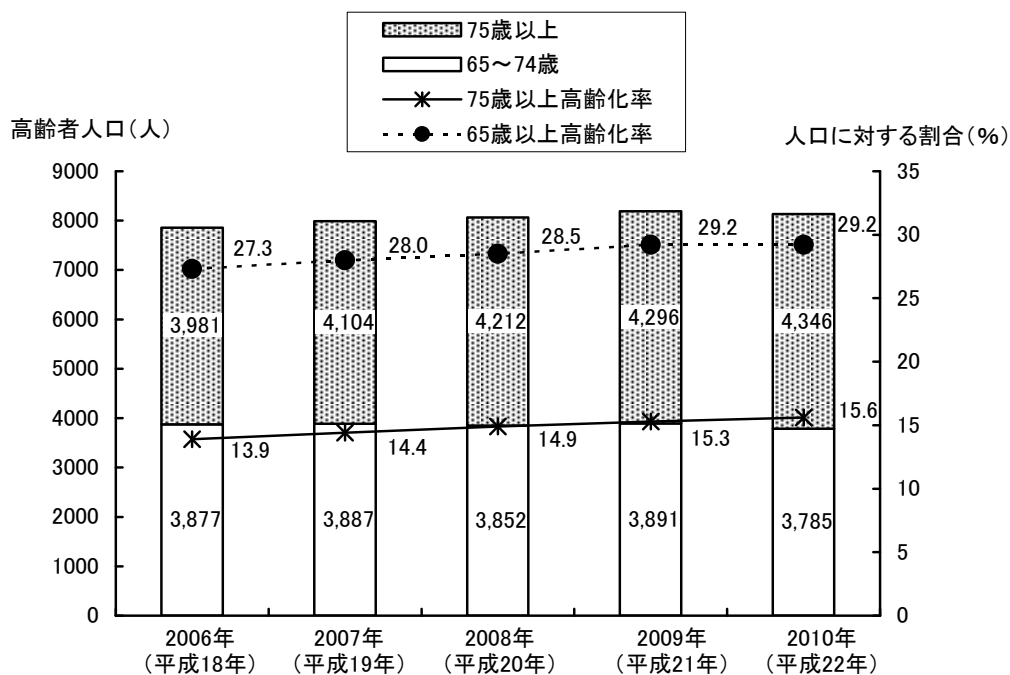
事業名	事業概要	担当課
シルバー人材センター事業の充実	シルバー人材センター事業を充実し、生きがいづくりと介護予防の観点から、高齢者の知識と経験を活かした短期的な就労・社会活動の促進を図ります。	福祉課
介護予防・地域支えあい事業の充実	高齢者が住みなれた地域の中で生きがいを持って自立した生活を送れるよう、配食サービス、生きがいデイサービス、生活支援ホームヘルパー等のサービスを通じて支援します。	福祉課
障害者福祉サービスの拡充	障害者地域生活センター「すずの家」と連携し、障害者（児）の生活安定と自立支援のためのサービスを拡充します。	福祉課
市の主催事業における手話通訳等の実施	障害のある人が気軽に参加できるよう、市が主催する事業において手話通訳等の実施を推進します。	全庁
在住外国人への情報提供の充実	多言語によるパンフレットの活用等、在住外国人への情報提供に努めます。	市民健康課 総合政策課

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当制度の周知を徹底し、支給によりひとり親家庭の経済的支援を行います。 母子寡婦福祉貸付等制度の周知を徹底し、母子家庭の経済的支援を行います。	福祉課
ひとり親家庭の生活に関する支援の充実	家事援助者の派遣の検討や、公営住宅への入居等、ひとり親家庭への支援に努めます。	福祉課 建設課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の生活安定と自立のために、相談体制の充実を図ります。	福祉課 総合政策課

【参考データ】

●豊前市の高齢化率



各年10月1日現在

資料: 福岡県高齢者福祉関係基礎資料

高齢者世帯数合計	高齢者単独世帯数			高齢者夫婦のみの世帯数	高齢者単独世帯数の比率			高齢者夫婦のみの世帯数の比率
	男性	女性	計		男性	女性	計	
3,798	433	1,727	2,160	1,638	11.4%	45.4%	56.8%	43.1%

資料: 福岡県高齢者福祉関係基礎資料(平成22年4月1日)

## 1 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進

### 現状と課題

豊前市では、「豊前市における審議会等への女性の参画促進要綱」を策定し、審議会等での女性の登用率 30% を目標としています。しかし、2010 年（平成 22 年）4 月現在の豊前市の審議会等における女性委員の登用率は 17.5% で、目標値の 30% 及び福岡県内市町村平均の 25.9% を大きく下回っており、県内 60 市町村中 47 位に留まっています。また、地域の役職についても、民生・児童委員は女性が多数を占めるものの、自治会長や PTA 会長などは大変低い値に留まっています。市民意識調査によると、地域の役職に推薦された場合に「断る」と回答した女性が 4 人に 3 人と大半を占めており、女性自身が役職につくことに消極的な面がうかがえます。また、断る理由としては、「役職につく知識や経験がないから」、「家事・育児や介護に支障が出るから」が多く、女性が知識や経験を蓄積できる仕組みづくりや、女性が役職につくことの重要性について、女性自身や周囲が認識を深めることが必要です。

審議会・委員会や地域の役職における女性の登用について、関係各機関・団体の理解・協力を求め、政策・方針決定の場への女性の参画を支援します。また、女性の登用率について定期的に調査を行い、状況の把握と目標達成に向けた取り組みを推進します。

### 具体的事業

#### （1）市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進

事業名	事業概要	担当課
市の審議会・委員会等における女性の登用の推進	「豊前市における審議会等への女性の参画促進要綱」に基づき、審議会・委員会等の委員に積極的に女性を登用します。	総合政策課 全庁
審議会・委員会等の女性の登用状況の調査と公表	審議会・委員会等への女性の登用状況を調査し、結果を公開します。	総合政策課

(2) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進

事業名	事業概要	担当課
各種地域団体などの意思決定における女性の参画の促進	公民館や自治会など、地域の役職への女性の登用を働きかけます。	総合政策課 総務課 教育課
各種地域団体に対する意識啓発の推進	自治会、PTA、子ども会、老人クラブ等の地域の団体に対し、男女共同参画に関する啓発や情報提供を積極的に行います。	総合政策課 教育課 総務課

【参考データ】

● 県内市町村の審議会等における女性委員の登用状況

(女性の比率が高順に表示)

市町村名	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
宗像市	36	35	346	135	39.0
筑前町	32	31	411	158	38.4
福津市	44	43	452	169	37.4
久留米市	88	88	1,246	462	37.1
古賀市	25	23	264	91	34.5
北九州市	59	50	1,203	383	31.8
糸島市	16	14	281	87	31.0
筑紫野市	30	28	312	96	30.8
福岡市	80	75	1,841	546	29.7
志免町	20	18	203	60	29.6
直方市	27	24	336	99	29.5
小竹町	20	15	204	60	29.4
久山町	10	6	110	32	29.1
筑後市	30	23	396	113	28.5
大川市	13	11	148	42	28.4
大牟田市	30	23	326	92	28.2
嘉麻市	27	23	313	88	28.1
春日市	27	22	279	77	27.6
八女市	26	22	337	93	27.6
岡垣町	24	20	237	65	27.4
太宰府市	29	24	278	75	27.0
行橋市	26	25	221	56	25.3
朝倉市	26	19	348	88	25.3
中間市	23	19	273	69	25.3
小郡市	27	23	304	75	24.7
大野城市	22	17	212	51	24.1
那珂川町	26	25	342	80	23.4
柳川市	27	22	350	81	23.1
うきは市	29	26	430	99	23.0
みやこ町	20	16	235	54	23.0
新宮町	13	8	109	25	22.9
粕屋町	14	9	113	25	22.1
飯塚市	57	46	927	205	22.1
桂川町	12	10	135	29	21.5
苅田町	25	20	318	68	21.4
水巻町	32	24	416	86	20.7
吉富町	23	16	238	49	20.6
みやま市	27	19	336	66	19.6
大任町	13	7	251	49	19.5
香春町	21	10	221	43	19.5
芦屋町	36	24	315	61	19.4
大木町	16	14	180	34	18.9
宮若市	28	17	244	46	18.9
篠栗町	13	10	115	21	18.3
須恵町	13	10	140	25	17.9
大刀洗町	19	11	188	33	17.6
豊前市	26	19	503	88	17.5
遠賀町	23	18	207	35	16.9
田川市	31	25	352	59	16.8
糸田町	23	3	24	4	16.7
築上町	22	12	291	47	16.2
添田町	21	13	157	25	15.9
宇美町	15	9	151	24	15.9
川崎町	12	8	121	18	14.9
赤村	6	3	50	7	14.0
上毛町	7	5	52	7	13.5
東峰村	7	6	61	7	11.5
鞍手町	9	5	85	8	9.4
福智町	16	9	202	19	9.4
広川町	19	17	191	17	8.9

※ 平成22年4月1日現在(ただし、北九州市・福岡市は平成21月6日1日現在の数値)

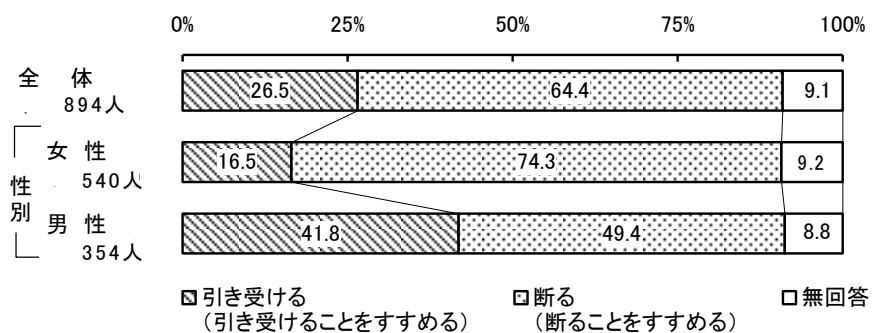
※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等(法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関)を対象としています。なお、広域圏で設置している審議会等は含んでいません。

	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	前年度伸び(p)
市町村	18,931	4,906	25.9	1.3
うち市	12,858	3,631	28.2	0.5
うち町村	6,073	1,275	21.0	1.8

資料:福岡県男女共同参画課「福岡県及び市町村の審議会等における女性委員の登用状況調査」

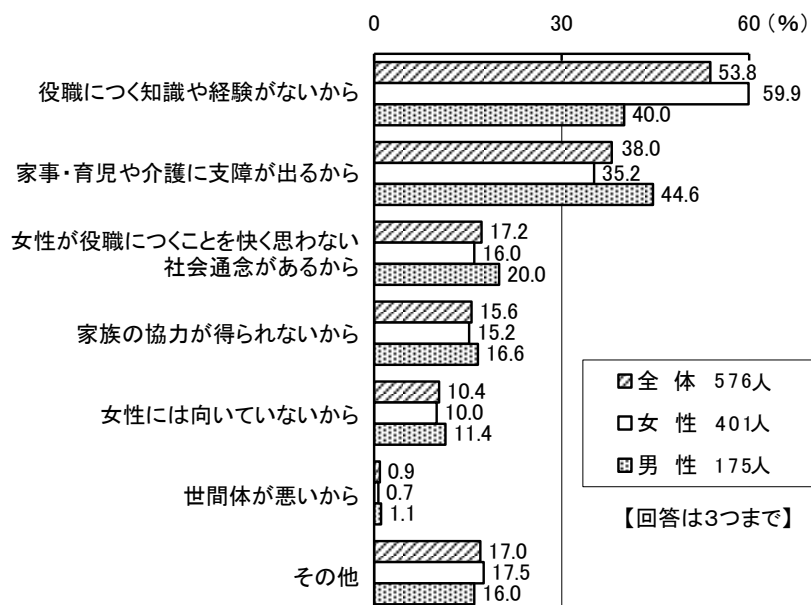


## ●地域の役職に推薦された場合の対応



資料: 豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月

## ●断る(すすめる)理由



資料: 豊前市「男女共同参画社会づくりにむけての市民意識調査報告書」平成22年3月

## 2 市の管理職登用における男女間格差の解消

### 現状と課題

豊前市職員における2009年(平成21年)4月現在の管理職女性比率は8.3%で、県内市町村の中では比較的上位に位置しています。しかし、職員全体に占める女性比率48.6%とは大きな開きがあること、管理職になる年齢等に男女で差があることなど、課題が残されています。多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、施策を推進する行政において、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入等を進めることが必要であり、また、民間の事業所の模範となるためにも、男女の機会均等や女性管理職の育成に努めなければなりません。

市においては、これまでどおり男女の機会均等、男女職員の職域の拡大を推進するとともに、人事・評価制度の見直しを含め、管理職登用における男女間格差の解消に努めます。

### 具体的事業

#### (1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大

事業名	事業概要	担当課
市職員の採用における男女の機会均等	嘱託、臨時を含め市の職員採用における男女の機会均等を推進します。	総務課
男女の職域拡大と機会均等な職務分担の推進	性別により職務や役割を固定することなく、男女の職域の拡大を図ります。	総務課 全庁

#### (2) 女性職員の管理職登用の促進

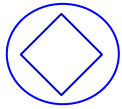
事業名	事業概要	担当課
女性職員の管理職登用を図るための取り組みの推進	市職員の管理職登用における男女間格差の解消に向け、職員の意識の高揚を図るとともに、人事・評価制度の見直しを含めた取り組みを進めます。	総務課

### 【参考データ】

#### ●女性の管理職の割合

平成22年4月1日現在

	係長以上の在職状況									公務員の在職状況		
	課長級以上			課長補佐級以上			係長級以上			総数	うち女性 の数	女性 比率
	総数	うち女性 の数	女性 比率	総数	うち女性 の数	女性 比率	総数	うち女性 の数	女性 比率			
豊前市	13	1	7.7%	15	4	26.7%	38	12	31.6%	218	88	40.4%
(一般行政職)	11	1	9.1%	12	4	33.3%	31	6	19.4%	140	72	51.4%



## 市民とともにすすめる推進体制づくり

### 1 庁内の推進体制づくり

#### 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる政策分野に男女共同参画の視点を反映させ、施策の推進にあたる必要があります。そのために、職員一人ひとりの意識啓発及び情報共有を図り、また庁内の推進体制を整備し関係各課の連携を深めるとともに、国や県などの関係機関とも連携しながら、計画的かつ総合的に本計画を推進していきます。

#### 具体的事業

##### (1) 庁内の推進体制の確立

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画推進会議の開催	男女共同参画に関わる事業の進捗状況の管理及び関係各課との連携を進めるため、男女共同参画推進会議を開催します。	総合政策課 全庁
男女共同参画審議会の運営	市民を含めた男女共同参画審議会の継続的な設置を行い、施策の進捗状況調査や評価・答申を行います。	総合政策課
市職員に対する啓発の実施	市職員に向けての男女共同参画に関する研修、講座等を定期的に行い、市職員の意識の向上を図ります。	総務課 総合政策課
男女共同参画に関する実態やニーズの把握	市民のニーズを反映した行政施策の推進のため、調査等を通して市の男女共同参画に関する実態及び市民の意識、市政への要望等の把握に努めます。	総合政策課 まちづくり課

## 2 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

### 現状と課題

男女共同参画社会を形成するに際しては、行政だけではなく、地域、企業、市民等による主体的かつ積極的な取り組みが必要です。そのため、男女共同参画の拠点となる施設を設置し、情報提供や相談体制等の機能を充実させることで、豊前市の男女共同参画に向けた取り組みを支援していきます。

また、市民による主体的な取り組みを促すため、男女共同参画の推進にあたる人材についての情報収集とリーダーの育成に努めます。また、審議会や委員会、地域活動等に関わる女性のネットワークづくりを促し、市民とともに、継続的に男女共同参画社会づくりを推進できる体制を整えます。

### 具体的事業

#### (1) 男女共同参画の拠点づくり

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画拠点施設の設置	男女共同参画社会を実現するために拠点となる「ハートピアぶぜん」を活用します。	総合政策課
総合相談体制の確立	様々な問題を抱える男性、女性の相談に対応できるよう、ハートピアぶぜん(男女共同参画拠点施設)を中心とした総合的な相談窓口を整備するとともに、関係各課及び各種相談員の連携の強化と情報の共有を図ります。	総合政策課 福祉課

#### (2) 市民協働による男女共同参画の推進

事業名	事業概要	担当課
男女共同参画に関わる人材についての情報の収集と提供	各分野で活躍している女性や男性について、各課や関係機関と連携し情報収集を行い、人材リストを作成し、活用を促します。	教育課 総合政策課
男女共同参画地域リーダーの育成	研修会や講座を通して、地域における自主的な活動の推進にあたるリーダーの育成を図ります。	総合政策課
女性のネットワークづくりの支援	審議会、委員会、各種地域団体等で活動する女性個人や女性グループへの研修機会、交流機会の提供を行い、ネットワークづくりを支援します。	教育課 総合政策課

## 第 3 章 參考資料

## 1 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
改正 平成11年7月16日法律第102号  
同 平成11年12月12日同 第160号

### 目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以



下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の

理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他

会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成十一年六月二十三日法律第七十八号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 2 豊前市男女共同参画推進条例

### 前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画の実現に向けた国際社会の動きと連動して様々な取組が進められてきました。男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するために平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

豊前市においても、平成16年3月に「男女がともに輝くまち ぶぜん」を基本理念に掲げ、豊前市男女共同参画行動計画を策定して様々な取組を進めてきました。しかしながら、今もなお、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女共同参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されています。また、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実現するために、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となっています。

このような状況を踏まえ、豊前市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市、市民及び事業者等が一体となって「男女がともに輝くまち ぶぜん」を実現するため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、本市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、よって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う法人（個人事業主を含む。）及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（元配偶者を含む。）、恋人等親密な関係にある者に対してふるわれる身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として積極的に推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係の下、生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関して自ら決定し、個人の意思が尊重されること。
- (6) 家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や虐待、他の者を不快にさせる性的な言動が根絶されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

#### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### （事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、事業又は活動において、男女が共同して参画する機会を確保するため、必要に応じ、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

#### （人権侵害行為の禁止）

第7条 すべての人は、地域、家庭、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える人権を侵害する行為を行ってはならない。

#### （情報の公表に際しての配慮）

第8条 すべての人は、公表する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等人権侵害に結びつく表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策

#### （男女共同参画に係る基本的な計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画行動計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、豊前市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
- 5 市長は、社会の情勢の変化等に対応するため、必要に応じて男女共同参画行動計画の見直しを図らなければならない。
- 6 市長は、毎年、男女共同参画行動計画の実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の理解を深めるための措置)

- 第11条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。
- 2 市は、広報広聴活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。
  - 3 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、幼児教育（保育園及び幼稚園）、学校教育（小学校及び中学校）、社会教育、その他の教育活動にかかわる者に対して適切な支援を行うものとする。

(市における男女共同参画推進の取組)

- 第12条 市は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に積極的に取り組むものとする。
- (1) 市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等に委員を任命、委嘱又は選任するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。
  - (2) 男女の別なく、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、女性職員に係る職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。
  - (3) 職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわらず活用できる職場環境の整備に努めること。



(家庭生活とその他の活動との両立支援)

第13条 市は、性別にかかわらずすべての人が、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、適切な支援に努めなければならない。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第14条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援及び必要な環境整備を行うよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため必要な事項の調査研究を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的に策定し、実施し、評価するために必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成に関する取り組みの拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第17条 市が実施する施策で、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が阻害された場合の市民からの相談に関し、市は、速やかに関係機関と連携し適切な措置を講じなければならない。

3 市は、前2項に規定する苦情の申出及び相談に関する問題解決を図るため、相談窓口を置かなければならない。

### 第3章 豊前市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第18条 本市における男女共同参画の推進を図るため、豊前市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査及び審議を行う。
  - (1) 男女共同参画行動計画に関すること。
  - (2) 男女共同参画行動計画の実施状況に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関すること。
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 市議会議員
  - (2) 学識経験者
  - (3) 市民
- 5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

### 3 豊前市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	団 体
会長	齋藤 貞之	学識経験者 (北九州市立大学大学院マネジメント研究科長)
委員	尾澤 満治	豊前市議会議員
委員	古見 悦子	人権擁護委員
委員	近藤 貴美子	婦人相談員
委員	眞木 直満	ハローワーク行橋 豊前出張所
委員	中島 孝博	教育関係者
副会長	西原 和子	女性委員登録者
委員	宮崎 和子	女性委員登録者
委員	郡司掛 八千代	一般公募
委員	他力 勉	一般公募

(任期:平成22年4月1日 ~平成24年3月31日)

4 豊前市男女共同参画行動計画策定経過

2010年 (平成22年)	5月25日	第1回 ・委嘱状交付 ・平成21年度事業報告について ・平成22年度事業計画について
	7月21日	第2回 ・平成16年に策定された「豊前市男女共同参画行動計画」における各担当課の事業内容・男女共同参画推進についてヒアリングの実施
	7月23日	
	7月28日	
	11月26日	第3回 ・豊前市男女共同参画行動計画ヒアリング結果について ・豊前市男女共同参画後期行動計画案について審議
2011年 (平成23年)	1月21日	第4回 ・「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」結果および各課ヒアリング結果に基づく今後の課題について ・豊前市男女共同参画後期行動計画案について審議
	2月28日	第5回 ・平成22年度豊前市男女共同参画行動計画進捗状況評価および平成23年度以降の重点課題について
	3月23日	第6回 ・豊前市男女共同参画行動計画に基づく進捗状況についての市長提言

## 5 関連年表

年	世界	日本・福岡県	豊前市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 「国連婦人の10年」決定 (1976～1985年)	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催 「総理府問題担当室」設置	
国連婦人の10年 (1976～1985年)	1976年 (昭和51年)	婚氏続称制度等を含む「民法等の一部を改正する法律」 公布・施行	
	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定 「国内行動計画前期重点目標」 発表	
	1978年 (昭和53年)	「福岡県婦人関係行政推進会議」及び「福岡県婦人問題懇話会」設置	
	1979年 (昭和54年)	国連第総会にて「女子差別撤廃条約」採択	福岡県「婦人対策室」設置
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	「女性差別撤廃条約」署名 法定相続分の改定を含む「民法及び家事審判法」一部改正成立 「福岡県行動計画」策定
	1981年 (昭和56年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」 発表
	1983年 (昭和58年)		
	1984年 (昭和59年)		「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」(父母両系主義等)成立
1985年 (昭和60年)	「第3回世界女性会議」開催 (ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」採択	「国民年金法の一部を改正する法律」(女性の年金権の確立)成立 「女性差別撤廃条約」批准	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行 「第2次福岡県行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)		「改正労働基準法」施行	
1989年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約」採択	「新国内行動計画に関する報告書」公表	
1990年 (平成2年)	「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)		「新国内行動計画」(第1次改定)策定	
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行 女性問題担当大臣設置	
1993年 (平成5年)		「パートタイム労働法」施行	
1994年 (平成6年)	「国際人口・開発会議」開催 (カイロ) 「人権教育のための国連10年」決議(1995～2004年)	「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置(総理府)設置 「男女共同参画推進本部」設置 「雇用保険法」等の改正	
1995年 (平成7年)	「第4回世界女性会議」開催 (北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法)	

年	世界	日本・福岡県	豊前市
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定 「第3次福岡県行動計画」策定 福岡県女性総合センター「あすばる」オープン	
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」一部改正 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	女性セミナー（平成13年度より「男女共同参画セミナーに改称」）開催
1998年 (平成10年)			「女性行政推進懇話会」開催
1999年 (平成11年)		「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行	総務課秘書広報係に男女共同参画担当職員を配置 「女性職員連絡会議」設置
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）	「介護保険法」施行 「ストーカー行為等の規制に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置	福祉事務所に婦人相談員配置 女性セミナー昼の部（10回） 女性セミナー夜の部（4回） （働く婦人の家で開催）
2001年 (平成13年)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」公布、一部施行 「福岡県男女共同参画推進条例」施行	あすばる出前講座開催（4回） 「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2002年 (平成14年)		「配偶者暴力防止法」全面施行 「福岡県男女共同参画審議会」設置 「福岡県男女共同参画計画」策定	「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査報告書」作成 人権課に男女共同参画係を設置 「豊前市男女共同参画推進懇話会」設置 男女共同参画まちづくり講演会開催（4回） 職員研修実施
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 「少子化対策基本法」公布、施行 「母子及び寡婦福祉法等の一部改正」施行	「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書」提出 第1回豊前市男女共同参画シンポジウム開催 男女共同参画まちづくり講演会開催（3回） 「男女共同参画審議会」設置 職員研修実施
2004年 (平成16年)		「配偶者暴力防止法」改正	「男女共同参画行動計画」策定
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）	「第2次男女共同参画基本計画」策定	
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	
2007年 (平成19年)		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」憲章と行動指針策定 「配偶者暴力防止法」改正	
2008年 (平成20年)		「改正配偶者暴力防止法」施行 基本方針改定	
2009年 (平成21年)			「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）	「育児・介護休業法」改正	「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査報告書」作成 「豊前市男女共同参画推進条例」施行

## 6 用語の解説

### 家族経営協定

家族経営が中心のわが国において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っ​​て農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になります。

### 行動綱領

2000年(平成12年)までに各国政府が行動しなければならないとされる基準を示したもので、1995年(平成7年)の第4回世界女性会議(北京会議)で採択されました。12の重大問題領域を活動の優先事項として取り組むよう義務付けています。

[12の重大問題領域] 1. 女性と貧困 2. 女性の教育と研修 3. 女性と健康 4. 女性への暴力 5. 女性と武力紛争 6. 女性と経済 7. 権力と意思決定における女性 8. 女性の地位向上のための制度的機構 9. 女性の人権 10. 女性とメディア 11. 女性と環境 12. 女兒

### 女性2000年会議

2000年6月に国連特別総会として、ニューヨークで開催されました。約180ヶ国から約2,300名の政府代表団、および約1,000団体から約2,000名のNGOが参加しました。この会議では、北京会議で採択された行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動と役割の検討が行われ、その結果が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)として取りまとめられました。

### 性別役割分担意識

「男性は外で仕事し、女性は家庭で家事・育児をする」「男性がリーダーシップを取り、女性はそれに従う」など、性別によって社会における役割を分けるべきとする固定的な考え方のことです。

### セクシュアル・ハラスメント

主に、職場で行われるさまざまな性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動をいい、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。

### 男女共同参画社会

女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって政治、仕事、家庭、地域など社会のあらゆる分野に参画することができ、また、それにより均等に利益や責任を分かち合うことができる社会のことです。

### ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など、表面上親密な関係にある、または過去にあった者からの暴力のことです。殴る、蹴る等の身体的な暴力だけではなく、どなる、無視する等の精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を無理強いする等の性的暴力等を含みます。

### ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事と、家庭生活や地域活動、趣味などの私生活を調和させ、その両方を充実させることで、相乗効果を高めようとする考え方やそのための取り組みのことです。また、それぞれのライフスタイルやライフステージに合わせて働き方を柔軟に選べるよう、働き方を見直すことを含みます。

### エンパワーメント

本来もっている能力を発揮でき、困難な状況にあっても生き抜いていく力、経済的に自立できる力、特に女性が政策決定の場に参画する力など様々な場面で「力をつけること」を意味します。

また、個人的に力をつけるだけでなく、手を携えて連帯して力をつけていくという意味合いを持っています。